

# 地域区分について

# 地域区分（地域の人件費に応じた報酬単価の調整）について

## ＜基本的な考え方＞

- 介護報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割増ししている。
- 平成12年の報酬設定時は、国家公務員の調整手当を基本として地域区分を設けたが、その際、国の官署がない地域の一部の地方自治体については、要望を踏まえた設定を認めた。
- その後、国家公務員の調整手当については、平成17年の人事院勧告において、平成18年度から地域手当として再編されたが、介護報酬の地域区分については、平成24年度介護報酬改定で地域手当に準拠する見直しを行った。
- 平成27年度介護報酬改定においても民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員（国家公務員又は地方公務員（以下同じ。））の地域手当の設定に準拠する見直しを行うとともに、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他（0%）」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できるようにした。  
また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定した。
- これらの見直しに当たっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成29年度末まで必要な経過措置（今回の見直しによる最終的な地域区分及び上乘せ割合の範囲内の区分で設定）を講じた。
- なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすること（財政中立）が原則である。

平成27年度  
改定の内容

所管庁	人事院	総務省	—
地域手当の設定	国家公務員の地域手当 （通勤者率の設定含）	地方公務員の地域手当 （人口5万人以上の市・ 通勤者率の設定含）	— （人口5万人未満の市・ 町村・通勤者率の設定なし）
対応内容	地域区分及び上乘せ割合 について準拠	地域区分及び上乘せ割合 について準拠	国家公務員又は地方公務員の地域区分に基づく 複数隣接ルールによる地域区分からその他(0%) までの範囲内の区分を選択

# 地域区分の見直し（平成27年4月実施）

## 点数の新旧

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	70%	11.26円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円



		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

## 各サービスの人件費割合

人件費割合70%のサービス	訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
人件費割合55%のサービス	訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
人件費割合45%のサービス	通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（人件費割合の見直し） 短期入所生活介護（45%） → 短期入所生活介護（55%）

# 地域区分の見直し（平成27年度介護報酬改定（審議報告【抜粋】））

## (3) 地域区分

### （基本的な考え方）

地域区分については、民間事業者の賃金水準を基礎とした賃金指数に基づき設定するという原則に立ち、客観的に地域区分を設定する観点から、公務員（国家公務員又は地方公務員（以下同じ。））の地域手当の設定に準拠する。また、公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他（0%）」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、国家公務員又は地方公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他（0%）」までの範囲内の区分を選択できるようにする。

また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定する。

これらの見直しに当たっては、自治体の意見を聴取した上で必要な経過措置を講じる。

また、各サービスの人件費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上で、必要に応じて見直しを行う。

なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであることから、財政的な増減が生じないよう財政中立で行うことが原則である。

一方、地域区分の設定方法として、介護人材確保での近隣自治体との均衡を考慮し、地域の実情を踏まえ市町村域を超えた、より広域的な範囲において設定が可能となるようにすべきとの意見があった。

# 主な論点

## <現在検討すべき課題について>

- 市町村ごとの介護従事者の平均的な賃金水準に関する現在考えられる公平・客観的な把握の方法として、各地域の民間事業者の給与に準拠している公務員の地域手当(地域区分に基づく上乘せ割合)をもとに報酬単価を設定している。公務員の地域手当の設定がない市町村(※)は隣接市町村の状況を活用して対応しているところ。(※)人口5万人未満の市・町村・通勤者率の設定なし。
- 一方、「地域区分の設定方法として、介護人材確保での近隣自治体との均衡を考慮し、地域の実情を踏まえ市町村域を超えた、より広域的な範囲において設定が可能となるようにすべき」との意見(審議報告)があることについて、どう考えるか。  
例えば、囲まれている隣接地域と地域区分で大きな差が出ているような事例について、どのように考えられるか。(例:別紙参照)
- 上記の例以外においても、現在の設定について課題のある事例もあると考えられることから、各自治体の意見を聴取した上で、公平・客観的な方法という観点も踏まえながら、課題や論点等を整理してはどうか。
- 財政中立で行うべき地域区分に基づく報酬単価の調整において、仮に地域区分を見直す場合の財源について、どのような対応が考えられるか。

赤（上段）：平成27～29年度の割合（経過措置）  
青（下段）：見直し後の本来の割合

# 〈東京都〉

